

那賀町は林業の担い手を求めています

ご興味のある方へ 下記へご連絡ください

那賀地域林業担い手対策協議会

(那賀町林業ビジネスセンター内 那賀町森林管理サポートセンター)

住所 那賀町吉野字弥八かへ23番地

 (0884) 62-1203 

私たちは

日々、山へ入る

山の仕事はさまざまだ。

次の世代のため、山に木を植えることもある。

「木を伐る」ことだけが仕事じゃない。

山を育て、守ることも、わたしたちの仕事。

 那賀町オリジナルの

林業従事者に対する補助制度等

林業従事者ステップアップ研修事業

若手林業従事者が国内・国外の先進地視察研修補助制度

林業技術者支援事業

林業従事者の技術向上のため、
知見と技能を有する林業技術者が指導する制度

豊かな森づくり人材育成事業

緑の雇用研修生に対する技術習得補助制度

林業担い手対策事業

緑の雇用研修生に対する 社会保険費用補助制度
緑の雇用研修生に対する 賃貸住宅費用補助制度

国の事業
に対する
上乗せ

徳島で 林業を知る・学ぶ

とくしま林業アカデミー

林業現場で即戦力となる人材を
育成するための徳島県の研修機関。

公益社団法人 徳島森林づくり
推進機構 技術支援課

お問合せ (088) 679-8558

リアル林業体感3DAYS

リアルに山に入り、重機を運転し、木
を伐る。「リアル職業」として林業を感じ
る体験型林業イベント。年1回開催。

お問合せ 那賀地域林業担い手対策協議会
(0884) 62-1203

会社紹介

～那賀町のキコリのびとびと～

株式会社 アイエフ

那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 28-2
(0884) 62-1179

木頭森林組合

那賀郡那賀町大戸字春森 36
(0884) 66-0016
<http://www.kito-forest.jp/>



徳島森林づくり推進機構

徳島市川内町平石住吉 209-5
(那賀事務所：那賀郡那賀町
仁宇字学原 207-1)

(088) 679-4103
<https://www.forest-tokushima.or.jp/>



株式会社フォレストバンク ／木頭開発株式会社

徳島市沖浜町北畑 513-3
(088) 624-9963
<https://www.forestbank.jp/>



櫻谷林業株式会社

那賀郡那賀町仁宇字学原 240-6
090-3184-9631

まずはご連絡
ください！



那賀で 杉と 生きる

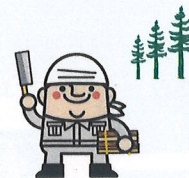


「那賀町」。

ともに生きる町

豊かな森林と





移住を体験してみたい時は

お問い合わせ：那賀町役場まち・ひと・しごと戦略課
電話：(0884) 62-1184

- ◆ 利用期間：7日～2年
- ◆ 条件：那賀町への移住を検討していること



家を建てる時は

お問い合わせ：那賀町役場林業振興課
電話：(0884) 62-1175

町産材を使った建築を支援します

町産材使用の場合、
最高140万円を助成しています。

- 家屋の床面積が新築住宅80㎡(約24坪)以上(1㎡あたり5万円)
- ・町産材使用量が杉、檜を80%以上使用
 - ・柱及び土台の寸法が105mm×105mm以上
 - ・町内の建築業者等に発注
 - ・町内の製材所等に製材品を発注

空き家の改修費を補助します

改修費用の半額、
上限100万円までを補助します。

移住者(及び所有者)の空き家改修に要する経費、家財道具の処分運搬に対し補助金を交付します。補助対象経費の2分の1(上限100万)家財道具の処分運搬経費の3分の1(上限10万)

那賀町 おためし 住宅

平野シェアハウス 利用料金 1週間 5,250円 / 1ヶ月 21,000円
(※光熱水費込) 対象者：単身者

木沢おためし住宅 利用料金 単身者 1週間 3,000円 / 1ヶ月 12,000円
(※光熱水費込) 家族 1週間 5,000円 / 1ヶ月 20,000円 対象者：単身者・家族

★ 令和4年 上那賀地区にも完成予定 ★



結婚 から子育てまでトータルにサポート

那賀町では婚活の支援から、出産祝い金の加算制度、乳幼児医療費助成の拡大、さらに奨学金制度の充実など各世代に応じて幅広い支援を行っています。

結婚 祝い金

一律2万円を交付

【町独自】

那賀町居住者の結婚を祝福。



出産 祝い金

2万円および
最大120万円の支給

那賀町に住民登録があり、かつ生活の本拠地がある方が出産し、届出をした後、申請により2万円が支給されます。さらに出産からの経過年数、人数に応じて**加算金**が支給されます。(最大120万円/4人目以降15年居住の場合の合計額) 【町独自】



こどもはぐくみ医療

高校3年生までは医療費自己負担分を助成

那賀町では医療費の助成対象年齢を拡大しています。どの世帯のお子さんでも高校3年生(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までは保険適用分医療費の自己負担分を助成します。入院時の食事療養費も申請により助成されます。【高校生を対象としているのは、町独自】

認定こども園の保育料負担軽減

保育料 無料

- 【3歳児から5歳のクラス】
すべての世帯の、保育料が無料 【給食費無料は、町独自】
- 【0歳児から2歳児のクラス】
住民税非課税世帯の、保育料が無料
【所得に関わらず第2子は半額、第3子目以降無料は、町独自】



那賀町もってこい奨学金

返還金が還付される有利な奨学金

【町独自】卒業後の定住により返還金が還付される有利な奨学金です。貸与額：月額5万円。奨学金を滞納無く返還終了後に、返還金を還付。専門学校・専修学校・短期大学・大学を卒業後、町内に住所を有して向こう15年以内につき通算10年以上居住する方を対象とします。



詳しくは

イ那賀暮らし
～那賀町で暮らそう～



那賀町子育てネット



那賀の林業

